

政策研究大学院大学における 知財プログラムについて

政策研究大学院大学 安田 太

1. はじめに

特許庁から2007年7月より政策研究大学院大学に出向し、大学で知財関係の教育・研究活動をする機会をいただきました。現在、まだまだ不慣れながら大学院生への講義、そのための資料作成、勉強等の日々を送っています。特許庁の採用パンフレット等には特許庁に入ると、裁判所、海外、他省庁などいろいろな場で審査の経験を生かして活躍できるとの紹介があり、実際、様々な場で経験を積むことに関心を持っている審査官もいると思います。本稿では、これらの場の一つとして政策研究大学院大学の知財プログラム、及び知財プログラムにおける業務内容等を紹介いたします。

なお、現在特許庁からは、筆者と同様の身分で、東京大学、東北大学、一橋大学にそれぞれ1名ずつ審査官が出向しています。大学ごとに教育・研究活動に特色があり、本稿で紹介する業務が他の大学の業務にまで一般化できるものではありませんが、多少なりとも参考となれば幸いです。

ただ、少なくとも、大学において教育する機会を通じて、あるいは、研究する機会を通じて、様々なことを学ぶ機会が多いことはもちろんとして、日ごろ興味を持っていたテーマを追求できるなど、知的刺激に溢れた業務であることは間違いありません。

2. 政策研究大学院大学について

まず、政策研究大学院大学についてなじみがない方が多いと思いますので（筆者自身出向を打診されるまで名前を聞いたことはありましたが、何処にあるのか、どのような特徴がある大学であるのか知りませんでし

た）、簡単に大学の紹介をいたします。場所は、国立新美術館に来られたことがある方は既にご存知かもしれませんが、国立新美術館のちょうど真向かいで、東京ミッドタウンや六本木ヒルズから歩いて5分程度の大変賑やかな場所に位置しています。最寄り駅は千代田線の「乃木坂」、日比谷線の「六本木」になります。なお、政策研究大学院大学はよく「グリッス」と呼ばれていますが、これは大学の英語名である、National Graduate Institute for Policy Studiesの頭文字等を使った略称がGRIPSであることによります。

政策研究大学院大学は、政策及び政策の革新に関する研究と教育を行う大学として、1977年に埼玉大学に創設された政策科学研究科を母体とし、これが独立し、約10年前の1997年10月に最後の国立大学（現在は国立大学法人）として設置されました。

政策研究大学院大学は、唯一の学科である政策研究科のもと、修士課程プログラム、博士課程プログラムを用意し、さらに修士課程のプログラムは大きく日本語プログラムと、国内プログラムと国際プログラムとに別れ、国内プログラムは、「公共政策プログラム」、「開発政策プログラム」、「地域政策プログラム」、「文化政策プログラム」、「知財プログラム」、「まちづくりプログラム」の6つのプログラム、また、国際プログラムは、「Public Policy Program」、「Public Finance Program」、「Transition Economy Program」、「Young Leaders Program」、「International Development Studies Program」、「Graduate Program on Japanese Language and Culture」、「Disaster Management Policy Program」、「Economics, Planning and Public Policy Program」の8つのプログラムが用意されています。なお、博士課程には「公共政策プログラム」、「政策プロ

フェッショナルプログラム」、「科学技術・学術政策プログラム」、「安全保障・国際問題プログラム」「日本語文化研究プログラム」の5つのプログラムが用意されています。

政策研究大学院大学では、大学院大学のため学部学生はおらず、学んでいるのは全て大学院生になります。院生は全体で約320人（修士課程約260人、博士課程約60人：2008年4月現在）在籍し、修士過程で見ると約6割は主にアジア、アフリカを中心とする海外からのやはり政府系機関からの留学生（インドネシア33名、中国18名、ベトナム12名など47ヶ国、約200人）であり、残りの約4割は日本人の院生です。この点において日本で最も国際的な大学と言えるかもしれません。実際、学内では外国人の留学生をよく見かけますし、教員も外国人が多く在籍し、そういった関係からか、お知らせメールや学内の掲示物などは英語のものが結構多いです。

院生の多くは、留学生、日本人とも中央官庁、地方公共団体から派遣されている既に行政経験を有したいわゆるミッドキャリアの方々を中心となります。

また、通常大学院の修士課程を得るための期間は2年ですが、本学の国内プログラムでは原則1年で修士課程を修了するようになっています。従って、通常の大学であれば夏休みに相当する期間にも本学では集中講義等が開催され、院生にとってのスケジュールは、カレンダー通りとなります。ちなみに、大学の学期は、春学期、夏学期、秋学期、冬学期の4つの学期から成っています。

このような、特徴を有する大学において、院生は、



大学の正門にて：一見会社の事務所に見えますが大学です。

自ら選択したプログラムで、政策効果の分析、政策評価分析の方法論を学び、将来直面する様々な政策課題に対応できるような応用力を養っています。

3. 知財プログラムとは

政策研究大学院大学では、折しも、国を挙げて知財財産立国を目指し始めたタイミングで、知的財産戦略推進事務局や関係機関とも連携しつつ、政府・自治体の知財政策や企業の知財戦略を的確に企画・立案することができる知財の専門家を育成することを目的として、2004年4月に「知財プログラム」を開講し、今年度で5年目を迎えました。

現在は、中央官庁、地方公共団体、民間企業等から派遣された8名の院生がこのプログラムで学んでいます。ちなみに、昨年度まで知財プログラムの修了生は50名弱に上ります。

知財プログラムの教育の特徴は、院生が政策の評価をすることができるようになるため、広く知的財産を対象として新たな制度設計等に関する効果分析を、「法と経済学」（「政策的に目指すべき方向性をルール化によって直接追求する法学的アプローチ」と「人間の行動を客観的に分析し望ましい政策を導く経済学的アプローチ」の両方の観点を取り入れた学問）の観点から行うことと言えます。

具体的には、知財プログラムの院生は、知的財産（必ずしも知的財産“法”に限定していない）に関するある制度の導入、変更、廃止等が社会的に何をもたらすか、上記のような観点から分析する研究を行っています。例えば、昨年度でいえば「最適な審査請求制度はどうか」、「地理的表示の追加的保護を導入した場合どのような経済的効果が生じるか」、「法定刑の引き上げが犯罪抑止効果とどのような関係にあったか」などをテーマとして研究を行いました。

これらの研究を行うための知財プログラムのカリキュラムとして、特許法、著作権法等の知的財産関係の法律だけでなく、経済学の基礎・応用、法と経済学に関する基礎理論や、さらには、現地実習等の幅広いカリキュラムが用意されています。

現在の知財プログラムの教育体制は、専任の教員で教授1名、助教授3名のほか、他大学から広く著名な客員教授等を受け入れるなど、多様なバックグラウンド、

かつ、高度な教育、研究成果を有する教員によりなり、ゼミなどでは客員教員も含めた全員指導体制により院生の教育に当たっています。

さらに、修士論文を指導する際には、1人の院生に対して3人の教員が指導する体制を採っており、複数の視点により修士論文を磨き上げるなど、相当手厚く教育を実施していると言えます。

また、院生の中には知的財産を学ぶことは初めての人もいますが、(但し、バックグラウンドとして法律や経済学の知識を持っていることはある)、社会人であることから、(本学の院生一般に当てはまることですが)各々の院生が目的意識を高く持って学んでおり、物事を吸収しようとする意欲が強く、授業中も活発に質問や議論が行われます。それだけに教える方も授業だけでなくその準備も真剣になります。

4. 経済学的アプローチって？

理科系出身の審査官や審判官にとって経済学的なアプローチはあまりなじみがないかもしれません。経済学とは、一言で言うと、社会が希少な資源をいかに管理するか、また、そのために人々がどのように意思決定をするかなどを研究する学問です¹⁾。人々はある希少資源が与えられた場合、最も合理的な希少資源の利用方法を考え行動します。どのようなことか具体的イメージが掴めるように、しばしば引き合いに出される古典的寓話の例「共有地の悲劇」を紹介します。

この寓話では、「中世のとある町における住民の最も重要な経済活動は羊を飼い羊毛を販売することであり、羊を飼う土地は誰のものでもなく住民の共有地でした。当然、羊をたくさん飼って利益を上げることが個々の住民にとっての最大のインセンティブであり、それぞれの住民がより多くの羊を飼いより多くの利益を上げようとしました。しかしながら、最後には羊の数は過剰になり土地の草は食い尽くされ、誰も羊を飼うことができなくなりました。」との共有地の悲劇を描いています。何故このような共有地の悲劇が起こるのでしょうか？

それは、羊を飼う土地が共有地であったことから、

全体としては適切な羊の数を管理することが適切であってもそのようにするインセンティブが働く社会的なルールがない状況だったからです。例えば羊を減らすことが持続的な発展につながることは個々の住民が頭では理解できていても、それぞれの立場に立つと、現実的には自分が羊を減らしてもその分代わりに他人が羊を増やして更なる利益を得ることになってしまうため、結局(自由に土地を使っていいことがルール)、土地の最適利用はされません。したがって羊を減らすインセンティブは働かない結果となります。

ではどうすればいいのでしょうか。ここが法律や制度設計の思案どころとなります。人々の行動を分析して最適な制度を設計すればこのような問題が解決されることがあります。例えば、町が各住民の羊の数を制限したり、羊に課税したり、限定数の放牧許可証を競売にしたりすることも解決手段となり得ます。ただ、この場合の最も単純な解決方法は土地を分割し住民の私有地とすることです。そうすると今度は、住民は限られた土地で最大かつ持続的に利益を得ることがインセンティブになりますから、そのためにはどのくらいの数の羊が適切か考えて毎年羊を飼うことになります。また、土地の手入れをして草の生産性を上げるようになるかもしれません²⁾。この寓話は制度設計のあり方一つで、社会全体が不幸になったり、幸福になったりする例としてよく用いられます。

世の中を良くしようとしてある制度を導入するに際し、留意すべきことは、制度が思わぬ副作用を生むなどして予定通り機能しない場合があり得ることをよく考えなければならないということです。再びよく知られた例を紹介すると、アメリカで“よかれ”と思って制定された禁酒法がありますが、実は禁酒法時代にアメリカの殺人件数が記録的な高水準に達し、アルコール飲料が合法化されると今度は殺人件数が急速に減少した例があります。また、同じアメリカのサンタモニカでは低所得者層の人々も安心して暮らすことができるように家賃価格を抑える家賃統制を行った結果、ポロポロになった廃屋が放置される町並みを生み出した例もあります³⁾。

1) 「マンキュー経済学Ⅰミクロ編」【第2版】、N・グレゴリー・マンキュー

2) 「マンキュー経済学Ⅰミクロ編」【第2版】、N・グレゴリー・マンキュー

3) 「経済学で現代社会を読む」ロジャーミラー他

これらの例は、制度を制定する理念は疑いもなく真つ当なものです。思わぬ副作用を生み出したのは、人間の様々なインセンティブに基づく行動を分析しきっていなかったことが原因です。まさにこのような副作用は人間の様々なインセンティブがもたらす行動の結果であり、経済学的な分析により説明されています。(筆者自身、このような観点から物事を考えたことはほとんどなく、大学に赴任して、このような観点到触れ、ある種新鮮な衝撃を覚えた記憶があります。)

5. 大学における担当

筆者は、知財プログラムにおいて、講義として、特許法の基礎を扱う「特許法Ⅰ」、先端技術分野がどのように知的財産権制度と関わりがあるかを扱う「先端技術と知的財産法」、様々な知財関連政策担当者あるいは知財関係の実務者を大学に招き知財政策に関する現状や課題を講義していただく「知財政策」、海外の知的財産関係機関等を訪問し知的財産の保護の実態などを調査する「知的財産政策特論」の4つの講義を担当しています。

また、年度後半からは、院生が修士論文に取り掛かりますので、これら修士論文に対する指導を担当することにもなります。

他にも昨年度は、大学関係者だけでなく、産業界や研究者にも知的財産に関するホットな知的財産に関連する情報を提供するためのシンポジウムの企画・進行などを担当し、2回シンポジウムを開催しました(「知財重視経営を目指した企業の取組みのレビューおよび



シンポジウムの様子「技術流出と日本の課題」(2008年2月)

今後めざすべき方向」(2007年11月)、「技術流出と日本の課題—技術立国・知財立国としての対応—」(2008年2月))。

6. 大学と特許庁との業務の進め方の違い

特許庁という組織から大学に着任してまず戸惑ったことは、大学の教員の裁量の幅がとても大きいことです。大学および知財プログラムとしての教育方針、教育理念、規則はあるのですが、その方針、理念、規則の範囲内において行う担当業務の詳細は、大学あるいは(上司に相当する人の)命令によって決められるのではなく、教員の裁量により、例えば「シラバス(コースにおける各回の授業の大まかなテーマ)」、「授業の具体的内容」が決められます。

授業だけでなく、他にも例えばシンポジウムを行う場合でも、そのテーマや内容、講演者等は担当教員で企画し、講演者への出演依頼や事前調整等も担当教員がそのほとんどを行います。(シンポジウム等の場合、最終的には、知財プログラムのディレクターの承諾をいただくのですが、内容については任されています。)

では、何も教員の間で何もコミュニケーションの機会がないのかということというわけではありません。2週間に一度程度の頻度で知財プログラムの教員が集まりミーティングを行って、知財プログラムの各教員のそれぞれの進捗や調整状況の報告、何らかの問題が発生していればその相談、ゼミや研究会等のスケジュール調整等行っています。

特許庁では、審査や審判業務において困った場合には周りの誰かと相談したり、また、部内会議に流す資料などは複数のレベルの上司のチェックが入るような環境であったため、大学着任直後は何でも基本的に自分で決めるという業務の仕方に少し戸惑いました。

しかし、このような環境は、例えば講義において、自身の得意とする領域を盛り込むことで講義内容の充実化、個性化を図ったり、研究においては自身の興味があるテーマを追求したりすることができるなど、最近では、これはこれで非常にやりやすいと感じています。

このような環境であるため大学では、組織による仕事の均質性をもたらすのではなく、教員個々の個性あふれる教育の多様性をもたらされることになります。当然このことは、教育の質(少なくとも講義の質)は、

大学の教員の属人的な能力、知識、経験、情熱に大きく左右されることを意味します。

大学には全体の労働時間の規則は裁量性となっており、講義等以外の時間の仕事の段取りは基本的に自分で決めることができます。また、教員には基本的に個室が与えられていますから、研究や勉強に没頭する環境は十分と言えます。(大学の教員はお互いこのような環境ですから、大学教員の集まりは、例えるなら、町の発展を共通理念とし、それぞれの専門分野を持った個人商店主の集まりのようなイメージに近いかもしれません。)

このような環境を利用して、知的財産に関する法律、現代的課題などに関する書籍をできるだけ多く読んだり、興味があるテーマを研究したり、勉強会に参加するようにしています。

7. 大学での講義

現在(2008年春学期)、筆者は、春学期に開講される「特許法Ⅰ」(週2コマ)と「先端技術と知的財産法」(週1コマ)を担当しています。例えば、特許法Ⅰでは、特許とは何か、特許を受けるための手続き、特許を受けるための要件、特許権の効力と制限、審判制度、侵害、関連条約等の基本的な事項とともに、これらの制度に付随する現状や問題点の紹介、さらに、特許庁出身者として審査審判の自分の担当した案件などを紹介したりしています。また、座学だけでなく特許庁や知財高裁を訪問し、実務の実際を見学することも実施しています。

また、「先端技術と知的財産法」においては、産業財産権4法と、ソフトウェア関連発明、ビジネスモデル関連発明、ライフサイエンス関連発明の保護の現状とその課題などを解説しています。

これらを通じて、特許法関係の修士論文を書く場合に備えて、できるだけ「特許法等(のそれぞれの規定、あるいはその隙間)」に関する政策課題を見つけられるように努めるようにしています。

また、院生が派遣元に戻ったときに少しでも役に立つような内容(例えば、特許法の規定の解説だけでなく現状や課題等実務的な事項も含んだ内容)の講義を行うように心掛けています。

資料は、説明のしやすさと理解のしやすさを考慮し

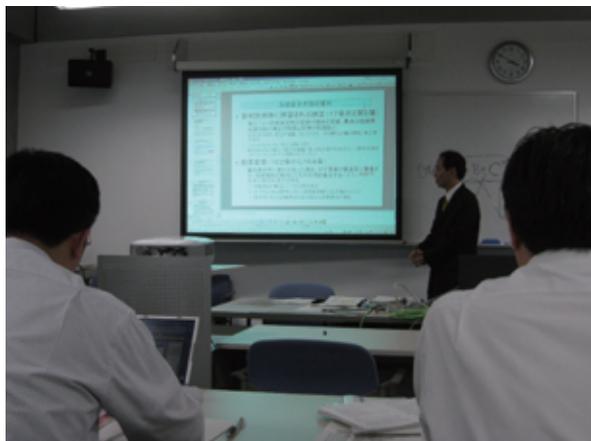
て説明用のスライドを1コマあたり30~50枚程度準備するようにしています。この資料は院生のレベル、バックグラウンド、興味等をなるべく考慮して作成するようにしています。(余談ですが、例えば、春学期に2つの授業を担当していると、1つの授業は15コマですから、毎回内容の異なる資料を30コマ分準備する必要があります、(特に初年度は)この準備は当初考えていたよりも意外に大変だということに気がつきました。)

ご察しの通り、この資料作成と講義の準備が、何よりも自分自身へのいい勉強の機会となっています。特に今回が大学に出向して初めて迎える学期での講義であることから、講義中に自分で説明している途中で理解不足であることを感じたことや、院生の質問、疑問等から、内容をもっと充実させるべき点、より詳細に説明すべき点、冗長な点など改善すべき事項が分かります。これは、次に説明する機会(あれば)への反省点であり、同時にすぐに勉強すべき点となります。

授業中に院生から出された質問の中には、知識不足ですぐには答えられない質問や、時には、特許庁では当然のこととして考えていたことを、あらためて聞かれて考え込んでしまうような質問があり、「こうなっています」とは答えられても、「このような理由によりこうなっています」あるいは「現状はこうなっており、このような問題があります」とは答えられないことがあり、これらについては次回の講義や授業後にメール等でフォローするようにしています(調べても分からないことはコッソリと特許庁の知り合いや担当者に聞いています。)

特許庁における経験は、ある程度は生かされますが、経験や持っている知識だけでは不十分であり、例えば、「先端技術と知的財産法」の講義では、不正競争防止法や、審査では担当外であったライフサイエンス関連の特許保護の状況、諸外国の保護の状況などを調べたり勉強したり、実際は講義のための相当の事前準備が必要となります。知識が十分でない部分の講義は避けることもできますが、知財プログラムとしての教育の内容のバランスを考えた場合、知識があまりなくても講義において紹介しておいたほうが良いと思うテーマについては積極的に勉強して講義のテーマとして扱うようにしています。

(今回、大学に出向して感じていることは、特許庁に在籍している間にもっと幅広く勉強しておくべきだった



大学での講義の様子

ということです。審査、審判業務を行っている、どうしても当面の業務に追われ審査審判業務に関係がありそうな部分しか勉強してこなかったのですが、特許庁出身者として一旦外に出ると、当然、特許に関しては十分知識があるものとして期待されます。このような知識は一朝一夕で蓄積できるものではないことから、常日頃から勉強を行うことが肝要であると身にしみて感じています。）

8. 院生の修論指導

院生は、スケジュール的に後半の半年で修士論文を書き上げます。そのため修士論文のテーマを10月頃から検討を始めるとともに、内容も徐々に書き始め、そして年末頃にほぼ骨格部分を書き、最終的に2月末に修士論文を書き上げます。テーマが決まると、その内容等に応じて、1人の院生に対し、主査に1名の教員、副査に2名の教員が指導に当たります。ちなみに、筆者は昨年度4名の院生の副査を担当しました。

院生は10月以降、主査、副査に適宜相談、指導を受けながら論文を作成します。節目節目のタイミング（月に1回程度の割合）で知財プログラム関係教員が集まる修士論文の経過発表会があり、その場で、論文への修正意見、コメント等が出されます。そして、この経過発表会での議論を踏まえて、また、主査副査の教員の指導を受けながら、さらに論文の内容の充実化を図ります。

2月に最終的な修士論文発表会において関係教員全員で審査し可否を決めるとともに、最優秀論文、優秀論

文も決めます。論文は知的財産関連の政策制度の経済的分析・評価が多分になされているため、審査する教員側は基礎的な経済学的な知識も要求されることになります。

9. 海外現地調査

筆者の担当する講義のユニークな講義を紹介いたします。筆者の担当する講義4つのうち3つは基本的に座学ですが、1つは海外の知的財産関係機関等を訪問し、知的財産の保護の実態などを調査するフィールドワーク形式の講義（「知的財産政策特論」）があります。

これは、院生が主体となって訪問先の事前調査、訪問先での実際の調査を行い、海外における知的財産の保護の現状と課題等を研究するものです。昨年度はタイのバンコクを訪問し、6つの現地機関（「タイ商務省知的財産局」、「タイ中央知的財産・国際取引裁判所」、「チュラーロンコン大学TLO」、「(社)日本ベアリング工業会貿易部会不正商品対策専門委員会アセアン分科会」、「S&I international（特許事務所）」、「JETROバンコク知的財産権部」）を訪問し、それぞれの責任者あるいは担当者に対して事前の調査に基づく質問や意見交換を実施しました。（なお、この訪問に際し、事前調整、当日のサポート、ならびに、調査後の夕食などに地元の人たちしか行かない隠れた飲食店を案内・紹介していただくなど何から何まで「JETROバンコク知的財産権部」の大変な協力を受けました。）



タイ商務省知的財産局にて（左から2人目が天野JETROバンコク知的財産権部長、4人目がPuangrat Assawapisit長官、5人目が福井教授（知財プログラムディレクター：当時）、6人目がWiboonlasana Ruamraksas副長官、7人目が岡本教授（現知財プログラムディレクター）、8人目が筆者

現地を訪問して大変興味深かったことは、ニセモノはまだまだ多いものの国を挙げて取り締まりに力を入れており、タイ中央知的財産・国際取引裁判所では、何千件もの知財関係の事件が“刑事事件”として告発されていることや（その多くが繁華街の屋台等の小売人）、知的財産に関する国民の意識は全体としては高くないものの、一方で「ルーシーダットン（タイ式ヨガ）」の商標が日本で登録されたときには、タイ国内ではデモや署名活動が発生するなど自国の伝統的知識（遺伝資源についても）に関する知的財産の意識が高まってきている面があること、また、タイに入ってくるベアリングのニセモノの多くは中国経由のものであり、それを水際で摘発するためのベアリング工業会のニセモノを見分けるための具体的ノウハウ、さらに、JETROバンコク知的財産権部の活躍ぶり（タイの政府機関やバンコク日系企業知財研究会を開催するなど現地企業と密に連絡をとり、現地の情報をきめ細かに把握して、これら機関と良好な関係を維持する精力的な取り組みをごくすくない人数（ほとんど1人）で行っている点）などが大変印象的でした。

（調査とは直接関係ありませんが、タイ商務省知的財産局では長官、管理職を含め多くの審査官が女性であったことも印象的でした。）

10. その他の業務

筆者は、政策研究大学院大学の業務のほか、「工業所有権情報・研修館」における調査業務実施者研修、検索エキスパート研修の講師や、「発明協会」におけるセミナー等の講師、他大学での特別講義における講師、あるいは、知的財産研究所の「新しい特許制度の在り方に関する調査研究」の委員など微力ながら担当しています。これらの講師、あるいは、委員などの業務は、内容によっては準備等で結構大変なことがあるのですが、自身の勉強のための大変有意義な機会にもなると同時に、様々な人と出会うことができ視野を広げるには格好の機会であると感じています。

11. 終わりに

大学へ出向するよう打診されたとき、正直自分に合っているのかどうか一瞬不安に感じましたが、ほぼ1年

経って、大学に出向する機会を得て大変良かったと感じています。それは主に以下のような経験・機会を得たことによります。

特許庁にしながら実は特許についてあまり知らなかったことを痛感し、再度勉強し直す機会を得たことです。このような経験がなければ、恐らく、審査官コース研修で学んだ薄れ行く知識のままだったと思います。

また、知識だけでなく、教えることを通じて自分自身“なぜ？”と常に考えるようになり、その理由や背景などについても興味をもち、多少なりとも深く物事を考えるようになったと思われることです。

それから、未だ十分に理解しているとはいえませんが、経済学的なアプローチ手法についても触れることができ、新たな視点で制度設計等について考える素地がやはり多少なりとも養われたと思われることです。（健全な特許制度の維持するためには、特許庁は今後も継続的に様々な工夫、施策を展開していく必要があると思いますが、これら施策についての客観的な効果の分析は本質的に重要な意義を有していると考えます。）さらに、様々な機会を通じて各方面で活躍されているいろいろな方と知り合うことができたことです。これらは大学出向で得られた貴重な財産だと思っています。

最後に、まとまりのない文章で、大学における業務をつれづれに紹介してきましたが、本稿により大学の業務の概要が少しでも伝わっていれば幸いです。

profile

安田 太（やすだ ふとし）

平成3年4月 特許庁入庁
 平成12年7月 カリフォルニア大学サンタバーバラ校留学
 平成13年7月 調整課長補佐
 平成15年1月 特許審査第四部画像処理審査官
 平成15年4月 総務課長補佐
 平成16年6月 特許審査第四部情報処理審査官
 平成17年4月 審判部審判官（30部門）
 平成17年7月 調整課長補佐
 平成19年4月 審判部審判官（29部門）
 平成19年7月 政策研究大学院大学助教授（現在に至る）